

令和5年12月21日

入札公告

物品の調達について一般競争入札を行うに際し、次のとおり公告します

社会福祉法人
恩賜財団
大阪府済生会茨木病院
院長 立田 浩

1. 競争入札に付する事項

- (1) 工事名称 : EHP 空調更新工事（第1期）
- (2) 履行場所 : 大阪府茨木市見付山2-1-45
- (3) 発注者 : 社会福祉法人恩賜財団大阪府済生会茨木病院
- (4) 発注方式 : 一般競争入札方式
- (5) 入札方法

- ①前記1(1)で示す EHP 空調更新工事（第1期）（以下「本件」という。）を一般競争入札に付する。
- ②落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札金額については、消費税に關わる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税相当額を除いた金額を記載すること。

2. 競争入札参加資格

- (1) 全国省庁統一資格 役務の提供等 309 建物管理等各種保守管理において等級が A 以上であること。
- (2) 3年以内に大阪府内公立病院（300床以上）ないし全国済生会において施設内工事の契約履行実績があること
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項に定める要件に該当しない者。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者については、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という）第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という）をしていない者又は更生手続き開始の申立てをなされていない者。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む）を受けた者については、その者に係る同法第199条第1項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画認可の決定を含む）があつた場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- (6) 公告の日から入札の日までの期間において、営業停止の行政処分を受けていない者。
- (7) 近畿地域の入札参加登録資格を得ている者。
- (8) 競争入札を実施する前に、当法人に対して入札金額等を提示し、又は、入札金額等について交渉を行うなど、正常な競争入札執行を妨げる営業活動等を行う恐れが無く及び行わない者。
- (9) 当法人の理事長又は理事、若しくはこれらの者の親族（6親等以内の血族、配偶者又は3親等

以内の姻族。以下「親族等」という。)が役員に就いている業者など、当法人の理事長又は理事等が特別の利害関係を有する業者でない者。

- (10) 対象契約に係る仲介業務・設計業務等の受注者でなく当該受注者と資本又は人事面において関連がない者。
- (11) 次のアからカまでのいずれにも該当しない者。
 - ア. 成年被後見人
 - イ. 民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法(明治29年法律第89号)第11条に規定する準禁治産者
 - ウ. 被保佐であつて契約締結のために必要な同意を得ていないもの
 - エ. 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
 - オ. 営業の許可を受けていない未成年者であつて契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - カ. 破産者で復権を得ていない者
 - (12) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第87号)第64条による改正前の商法(明治32年法律第48号)第381条第1項(会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む)の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者。
 - (13) 大阪府暴力団等排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けている者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者でないこと。

以上